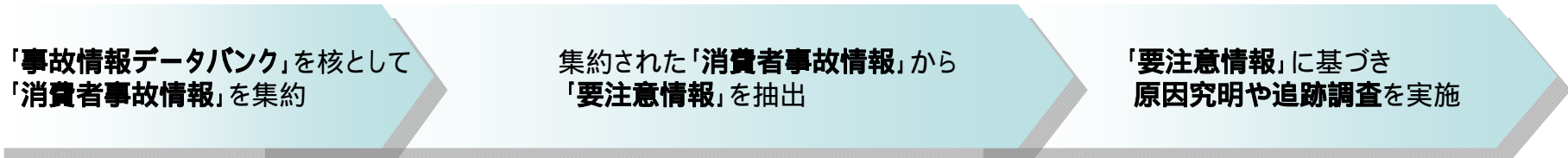


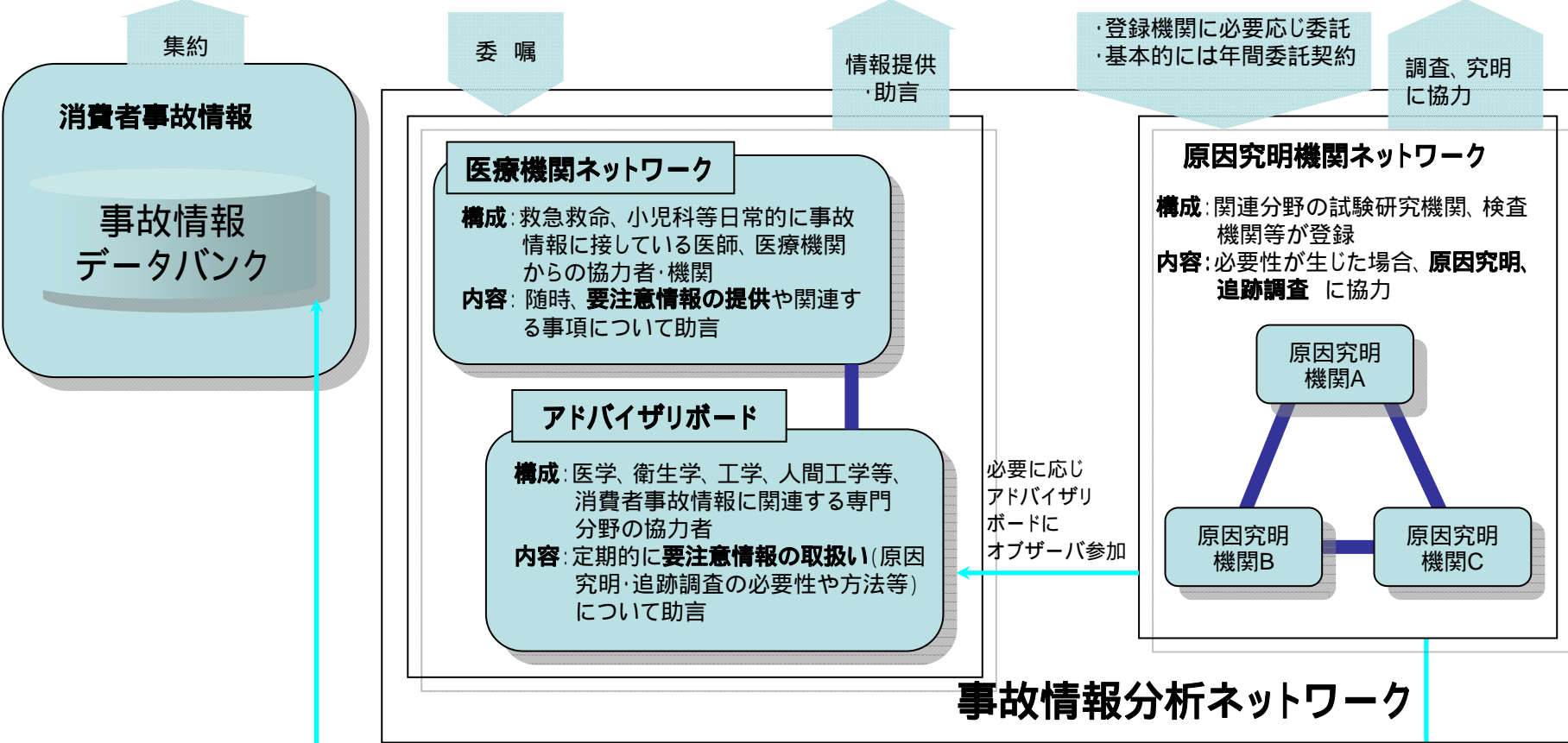
事故情報分析ネットワークのイメージ(案):

「事故情報データベース」を核として集約される消費者事故情報を最大限に有効活用することを目的

資料4



消費者庁



事故情報データベースへのアクセス権付与

原因究明ネットワークへの参画を想定・検討している機関

	名称	所管	分析機能等
1	(独)国民生活センター	内閣府	・消費者視点の原因究明専門機関として製品関連事故の原因究明(自動車関係、家電製品、食品・化学品など)
2	(独)物質・材料研究機関	文部科学省	・クリープ試験(高温強度評価)
3	(独)放射線医学総合研究所	文部科学省	・放射線測定・計測業務
4	(独)国立健康・栄養研究所	厚生労働省	・「特別用途食品の許可又は承認に必要な試験及び収去された食品の試験」の範囲での分析 ・「健康食品の安全性・有効性情報データベース」に収録している成分分析法や過去の有害事例に関する文献情報の提供
5	(独)労働安全衛生総合研究所	厚生労働省	・労働災害の調査・究明に関するノウハウを活用した、消費者事故原因の調査分析等
6	(独)製品評価技術基盤機構	経済産業省	・消費生活用製品等に関する事故の事故原因の調査究明等 (なお、消費生活用製品安全法に基づき報告された重大製品事故及び(独)製品評価技術基盤機構に報告された製品事故については、既に(独)製品評価技術基盤機構が原因究明を実施。)
7	(社)日本公園施設業協会	国土交通省	・公園施設全般に係る事故分析 ・遊具に関する安全基準

* その他関係機関についても引き続き参画につき調整を行う。